

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	政策調整会議	
開催日時	午前9時10分から 平成30年7月9日 午前9時35分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	<p>神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、清水市民環境部次長兼産業振興課長、内田福祉部長、神頭こども・健康部参事兼保険年金課長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長、望月同課主幹、小川同課介護保険係長、芝垣同課同係主任 （事務局） 太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、江原同課政策企画係主事</p>	
会議内容	1 朝霞市指定居住介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・[概要]朝霞市指定居住介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案） ・朝霞市指定居住介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案） ・みんなのあんしん介護保険 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

【議題】

- 1 朝霞市指定居住介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）について

【説明】

(担当課 1：望月長寿はつらつ課主幹)

朝霞市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）につきまして、ご説明いたします。

お配りしております、資料の概要をご覧ください。

はじめに、本条例の制定理由でございますが、従来、都道府県等が行うこととされておりました、居宅介護支援事業者の指定等につきましては、平成26年の介護保険法の改正により、平成30年4月1日からは、市町村が実施することとなりました。

この改正は、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるようにするためには、自立支援に資するケアマネジメントが不可欠であり、地域でケアマネジメントの役割を担っている介護支援専門員の支援の充実について、保険者である市町村が積極的に関わっていくよう、保険者機能の強化という観点から、居宅介護支援事業者の指定権限について、市町村に移譲されることとなったものでございます。

平成30年度につきましては、都道府県の条例を市区町村の条例とみなす、1年間の猶予規定がございますが、平成30年1月に、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準であります厚生労働省令が改正され、本年10月からの実施を規定した内容が盛り込まれましたが、この改正が県条例に反映されなかったことから、本市の条例につきましては、本年9月議会での制定を目指すこととなったものでございます。

条例の概要でございますが、指定居宅介護支援事業は、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格を有した者が、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護サービス事業所等との連絡調整などを行う事業でございます。

ケアマネジャーにつきましては、お配りしております「みんなのあんしん・介護保険」4頁の下段及び、8頁から9頁のサービス利用の流れの中で、ケアマネジャーの役割を紹介しておりますので参考にしてください。

次に条例の主な内容でございます。条例案をご覧ください。

第1章の総則として、第1条から4条では、本事業を運営するにあたっての基本方針等を定めており、第3条第4号においては、県条例に規定の無い、障害者の相談支援事業所であり、指定特定相談支援事業者との連携に努めることも規定しております。

また第4条で指定居宅介護支援事業者は、法人であることを規定しております。

次に第2章の人員に関する基準ですが、第5条の見出しが抜けていましたので、（従業員の員数）を追加させていただきます。第5条では、常勤のケアマネジャーは利用者35人までに対し1人以上の設置をすることなどを規定しており、第6条では、管理者については、主任ケアマネジャーの設置を義務付けております。こちらにつきましては3年間の猶予規定を、附則に定めております。

第3章では運営に関する基準が定められており、

第7条から14条におきましては、指定居宅介護支援の提供に関し、その内容及び手続きの説明や、同意のあり方、要介護認定の申請に係る援助や利用料等の受領などについて規定しております。

第15条では、要介護状態の軽減又は悪化防止に資することなどの、指定居宅介護支援の基本取扱方針を定め、第16条におきましては、ケアマネジャーが行うケアプラン作成に係ることについて、30号にわたり具体的な取扱方針を定めております。

この中の第20号に、省令改正により本年10月より実施となります。訪問介護については、厚生労働大臣が定める回数以上を位置づける場合のケアプランについて、当該ケアプランを、ケアマネジャーは市に届け出ることの規定をしております。

第17条から19条では、給付管理に係る文書の提出や、利用者に対するケアプラン等の交付についてなどを規定しており、第20条から32条では、管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保のほか、秘密保持、苦情処理や事故発生時の対応、会計区分、記録の整備などを規定しております。

なお、第32条の2項に規定する記録の保存年限につきましては、県条例では2年となっておりますが、介護保険請求の時効にあわせて5年間とし、附則に、その猶予規定として平成31年4月1日以降に完結した記録から、5年間の保存年限としております。

この条例につきましては公布の日から施行する予定です。

説明は以上でございます。

【意見等】

(木村議会事務局長)

概要の2-(3)について埼玉県条例と変えた理由は。

(担当課1：望月長寿はつらつ課主幹)

まず、①については、30年度から介護保険法と障害者総合支援法の両方の改正があり、共生社会の実現のために、障害者の相談事業所に所属する高齢者の方は、これまで、介護保険のケアマネジャーと相談をしてサービスを利用しなけりばならなかつたが、65歳になつた障害者が引き続き所属しているサービス事業所のケアマネジャーを継続的にできるよう改正されたことから変更しました。

(担当課1：目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

②について、今年10月1日から適用になる項目で、ホームヘルプの回数を多く行っている事業者の回数を一定程度に制限するというもので、県条例にない初めての内容である。

③は、これまで県では、介護保険の請求自体が2年間の時効があつたことから、保存年限についても2年にしていたが、公債権について5年間保存しないと対応が難しいことから変更を行うこととした。

(担当課 1 : 望月長寿はつらつ課主幹)

④の附則について、現在進行中のものについては2年の記録でよく、平成31年4月1日以降に発生したものについては5年間記録を残すという規定になる。

(内田福祉部長)

要約すると、①・②については法律の改正が今回施行されることよっての改正で、③は、認定期間に合わせて5年にしたもので、④は県の条例で既に認定を受けているものの経過措置になる。

(渡辺監査委員事務局長)

埼玉県内でまだ条例改正を行っていない市町村については、9月議会での提出が期限となるのか。

(担当課 1 : 目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

そのとおりである。

(神田市長公室長)

保存年限を2年から5年に延長することの説明について、1つは市民利用者と事業者との私債権による民法適用ではないのか。もう1つは行政として事業者の責任を問うための別な基準で判断する必要あるのではないのか。

(担当課 1 : 目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

5年間保存しておかないと当時の給付サービスが妥当であったか不明になってしまうので、記録していくことを考えている。

(神田市長公室長)

さらに公債権の時効の関係で期間を確保している考えがあるのではないのか。

(担当課 1 : 目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

介護保険請求の時効に合わせて5年としている。

(神田市長公室長)

保存年限5年の根拠は。

(担当課 1 : 目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

介護報酬の請求に関連する記録に関しては、過払いの場合の返還請求の消滅時効は、公法上の債権であることから地方自治法上の第236条第1項の規定により5年となっている。このため、検証すべき必要書類である記録についての保存年限を、5年としている。

(上野総務部長)

保存年限と猶予期間は、朝霞独自の年数ではなく近隣市も同様か。

(担当課 1：目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

新座市は2年間だが、5年にしている市町村が多いと確認している。

(内田福祉部長)

すでに権限移譲している和光市でも2年になっているので、根拠があると思うので、確認する。

(神田市長公室長)

第7条の重要事項の説明に対する同意は、意思表示だけなのか文書をもらうのか。また、重要事項説明書、同意書、計画書、苦情受付簿、計画書、利用料の請求や受領書などの、様式類については、規定しなくてよいのか。

(担当課 1：目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

同意があった場合には書面を提出してもらっている。また様式については、国や県において標準様式として示されたものを、これまでも使用されてきていたことから、今後とも同様に対応したいと考えている。

(神田市長公室長)

概要1の制定理由の法改正の経緯は含まれていなくてよいのか。

(担当課 1：目崎福祉部次長兼長寿はつらつ課長)

平成26年に改正された介護保険法に基づき、本年4月に県から市へ権限移譲となったという趣旨を踏まえたものとなっているが、法改正の経緯等を加えた修正を行う。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【閉会】